



## 農道離着陸場設置条例 を否決しました

議案名

笠岡市農道離着陸場設置条例の制定について

### Q どんな条例だったの？

**A** 現在県が所有している笠岡湾干拓地の農道空港（笠岡ふれあい空港）を市が譲り受け、広く産業の振興を図り、市民の福祉向上に寄与し、地域の活性化に資する施設として、笠岡市農道離着陸場を設置するものです。

### Q どうして否決したの？

**A** この議案は、より詳細な審査をするために厚生産業委員会へ付託されました。委員会の審査では、賛成少数で「否決すべきもの」となりました。審査の後、本会議で委員長報告が行われ、討論の後、採決をした結果、否決となりました。委員会での意見、本会議での討論などは次のとおりです。

#### 執行部の説明

◆国道2号線バイパス開通の予定や大規模園芸施設の稼働等による利用価値の高まり、また農道空港の使用手続きの簡素化にもつながることから、条例を制定し、市が譲り受けることとしたい。

#### 委員の意見

- ◇現在、修繕の責任は県にあるので、市のリスクは低いということになる。移管なしで今までどおり管理する方がよい。平成17年から断り続けた市の姿勢は正しかった。
- ◇市の試算する大規模修繕費で、市は1割負担とあるが、笠岡市に移管されると、県の負担がなくなるため、今後すべて市の負担となるのではないか。
- ◇委員の中には、他の農道空港の状況が分かる資料を入手して、どういった経費が必要か事前に調べられた人もいるが、譲渡後の維持管理経費の増加が考えられる。

#### 本会議の討論

##### 【否決に反対】

- ・行政にとって施設でどう利益を上げるかというのが問われる時代になっている。
- ・市の所有となれば、利用料について、市内と市外の方で差別化をすることが可能である。
- ・農道空港の利用は大きな利益を上げる一つの起点になることから、ぜひ市で引き受けるべきである。

##### 【否決に賛成】

- ・条例については他の農道空港の良いところ取りのような形に見え、数十年空港を運営する中で積み上げた実績のある笠岡に照らし合わせた内容になっているのか疑問であり、検討の余地があるのではないかと感じる。
- ・持続可能な空港の運営のために、使用料の見直しをしなければならない。市内、市外の差別化や、補修後に活用するための車両の制限、モラルを逸脱した使用の場合の線引きも必要になってくる。
- ・市が本当にこの農道空港を有効に使っていききたいのであれば、新たな条例の制定が必要である。